

募集・申請

親子で星塚敬愛園を訪ねてみませんか

県では、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発と、ハンセン病であった皆さんへの偏見・差別の解消を図るため、交流事業を実施します。

- 日時 8月9日(木) 10時～15時
 - 場所 星塚敬愛園
 - 対象者 小・中・高校生とその保護者 など
 - 定員 130人(定員になり次第締め切り)
 - 参加料 無料
 - 応募期限 7月17日(火)
 - 応募方法など詳しくは、お問い合わせください。
- 申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

国家公務員採用試験の受験者を募集

- 受験資格
- 一般職(高卒者試験)
 - ①平成24年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算し

裁判所職員採用試験の受験者を募集

- 職種 裁判所職員採用一般職(高卒者試験)
 - 受付期間 7月17日(火)～26日(木)
 - 一次試験 9月16日(日)
 - ※試験内容など、詳しくは裁判所ホームページ又は最寄りの裁判所で配布している受験案内で確認してください。
- 鹿児島地方裁判所総務課
☎09948083707
裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/>

お知らせ

「介護保険負担限度額認定」の更新について

介護保険制度では、低所得者(市民税非課税世帯者)への負担軽減措置として、介護サービスの利用が困難にならないように、施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費及び食費の減額(介護保険負担限度額認定)を行っています。

2年を経過していない人及び平成25年3月までに高校又は中等教育学校卒業見込みの人

②人事院が①に掲げる人に準ずると認める人

一般職(社会人試験)

①昭和47年4月2日以降に生まれた人(高卒者試験①に規定する期間が経過した人及び人事院が当該者に準ずると認める人)

公務員

- 給与
- ①平成24年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人及び平成25年3月までに高校又は中等教育学校卒業見込みの人
- ②人事院が①に掲げる人に準ずると認める人

受付期間

- インターネット 6月26日(火)～7月5日(木)
- 郵送又は持参 7月2日(月)～10日(火)
- 一次試験 9月9日(日)
- ※応募方法など詳しくは、人事院ホームページをご覧ください。

●人事院九州事務局
☎0924317733
人事院ホームページ
<http://www.jinji.go.jp/>

「法務局市民講座」の受講生を募集

地域住民の皆さんに法務局・公証人の業務を広く理解していただき、法務局・公証人を身近に感じていただくための市民講座を開催します。

- 日程 9月5日(水)～10月3日(水)の毎週水曜日
- 時間 10時～11時30分
- 場所 鹿児島地方法務局鹿屋支局(鹿屋合同庁舎内)
- 対象者 計5回の講座すべてを受講できる人

内容

- 不動産登記制度(表示・権利に関する登記)
- 相続・遺言
- 戸籍・成年後見制度
- 人権擁護
- 法教育

講師

- 講師 鹿児島地方法務局職員及び公証人
 - 定員 24人(定員になり次第締め切り)
- 鹿児島地方法務局鹿屋支局
☎0994436790

「パソコン実務講習及び訪問介護員養成研修2級講習」の講座生を募集

講座名	期 日	定員	応募期限
パソコン実務講習	7/25(水)～8/7(火) ※土・日を除く10日間	20人	7/12(木)
訪問介護員養成研修2級講習	7/10(火)～10/19(金) ※土・日・祝日を除く23日間	20人	6/26(火)

場所

- 場所 市シルバー人材センター(向江町)
 - 対象者 55歳以上の人で、ハローワークに求職登録をしている人
 - 受講料 無料
- 市シルバー人材センター
☎0994403382

5月の鹿屋市地区別子牛のせり市結果(売却のみ) 消費税抜価格

地区名	性別	頭数(頭)	平均価格(円)	最高価格(円)	最低価格(円)	平均体重(kg)
鹿屋地区	めす	156	337,231	584,000	250,000	271
	去勢	187	412,433	679,000	281,000	307
吾平地区	めす	57	346,140	569,000	248,000	270
	去勢	57	412,860	492,000	300,000	311
串良地区	めす	194	360,619	507,000	241,000	263
	去勢	199	439,302	564,000	253,000	295
輝北地区	めす	69	349,710	807,000	244,000	289
	去勢	96	437,521	619,000	327,000	321



住居表示に関する届出について

住居表示が実施されている区域(住所が鹿屋市〇〇町(〇〇丁目)××番△△号で表される区域)内に建物を新築した場合は、届出が必要です。届出がないと住居番号が設定されず住民登録ができない場合がありますので、必ず届出を行ってください。

なお、住居番号の設定には現地調査等を必要としますので、届出から数日を要します。建物の完成1か月前に届出をしてください。

●対象となる地域

本町、朝日町、向江町、西大手町、大手町、古前城町、曾田町、共栄町、北田町、打馬1丁目、打馬2丁目、西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、西原4丁目、上谷町、新栄町、新生町、白崎町、寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、寿5丁目、寿6丁目、寿7丁目、寿8丁目、札元1丁目、笠之原町

*アンダーラインは、一部未実施区域を含む。

●新築の届出に必要なもの

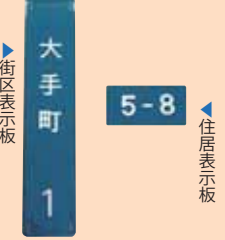
印鑑、敷地に対する建物の配置図、建物の案内図(付近見取図)、建物等の所在地番が分かる書類(字図の写し等)

*建物の増改築や取り壊し等により住居番号の変更、廃止が必要になった場合は、市都市政策課にご相談ください。

<街区表示板、住居表示板について>

住居表示が実施されている区域においては、街区の角に町名、街区番号を表示した「街区表示板」が取り付けられています。また、住居番号が設定された建物については、出入口や門などに「住居表示板」の取り付けをお願いしております。

この「住居表示板」や「街区表示板」が破損、紛失又は老朽化等で見えなくなった場合は、再発行等を行いますので、電話等でご連絡ください。



●市都市政策課(4階) ☎0994-31-1130